

## 規制シート(様式)

(別紙1)

160194702330003

平成27年7月2日

規制の名称	飲食店営業等の施設の基準	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	食品衛生法第51条に基づき都道府県が定める条例 ※食品衛生法(昭和22年法律第233号)において、条例により基準を定めることとされている。	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	医薬食品局食品安全部監視安全課 課長 滝本浩司
規制目的	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ること。		
規制内容の概要	都道府県は、食品衛生法第51条に基づき、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業の施設について、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。 飲食店営業等を営もうとする者は、同法第52条第1項に基づき、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては市長又は区長。以下同じ。)の許可を受けなければならない。また、都道府県知事は、同条第2項に基づき、その営業の施設が、都道府県が条例で定める基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。 菓子製造業は、同法第51条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業である。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	飲食店営業等の施設については、公衆衛生の見地から必要な基準を条例で定めることを明記(平成11年法改正)	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	食品衛生法に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業の施設につき、条例で公衆衛生の見地から必要な基準を定めることとされている。砂糖、塩、味噌、香辛料等を添加する加工は、当該調味料を加えることにより、製造加工工程が複雑になり、食品を汚染する機会が増加することから、公衆衛生に与える影響が著しい営業に該当するため、規制の緩和を行うことは困難である。	規制の維持、改革又は新設の別	食品衛生法の規定については維持。各都道府県が定める条例については各都道府県の判断。
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>